

「岡山市学校給食費債権回収等業務委託」仕様書（案）

1 委託業務名

岡山市学校給食費債権回収等業務委託

2 目的

岡山市（以下「本市」という。）が有している岡山市学校給食費の滞納債権について、受注者が有する専門的な知識及びノウハウを用いて回収することで、収納率を向上させ、市民負担の公平性を担保する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 本業務の対象となる滞納債権

本業務の対象となる滞納債権は以下のとおりであるが、令和8年8月時点の見込みであることから、変動する可能性がある。

（1）滞納債権の種別

岡山市学校給食費（学校給食に係る物品売払収入）

（2）滞納債権の総額

30,000,000円

（3）債務者数

470人

5 業務実施にあたり、本市から受注者へ提供する情報

契約締結後、本市から債権に関する以下の情報を受注者へ提供し、本業務対象の滞納債権として指定する。なお、滞納債権を随時追加で指定した場合も、同様に以下の情報を受注者へ提供する。

（1）債務者の基本情報等

管理ID・債務者氏名・漢字及びカナ、生年月日、住所、電話番号、滞納債権額、納付書等による納入があった場合における納入額等

（2）各債権における督促、催告等の状況及びこれまでの納付交渉状況

6 業務内容

（1）催告及び収納業務

- ① 債務者に対し、文書により業務を受注した旨及び滞納債権額を通知すること。

- ② 受注者のノウハウを基に創意工夫を凝らしながら、文書、電話、訪問等、適宜適切な手段を組み合わせることで全ての債務者に対して催告を行うこと。
- ③ 債務者ごとの交渉記録や滞納状況等の管理を行うこと。
- ④ 債務者及び債務者の代理として納付する者（以下、「債務者等」という。）から現金を回収すること。また、原則として受注者が指定する口座へ振込ませ、その際の手数料は債務者等の負担とする。
- ⑤ 本業務に係る費用等に充てる目的で、本市が提示した滞納債権額を超過した現金を債務者等から回収してはならない。
- ⑥ 受注者が債務者等へ誤った滞納債権額を伝えてしまったことにより、滞納債権額を超過した現金を回収してしまった場合は、速やかに債務者等へ超過分を返還すること。なお、返還時に発生する振込手数料は受注者の負担とする。
- ⑦ 債務者等が誤って滞納債権額を超過した現金を納付した場合は、速やかに債務者等へ超過分を返還すること。なお、返還時に発生する振込手数料は債務者等の負担とする。

（２）納付相談・納付指導業務

- ① 債務者の状況を把握するとともに、原則として一括納付を前提とした納付相談を行うこと。債務者からの分割納付の申し出に対する対応方針については、6-(1)-①の実施前に本市と協議して決定すること。
- ② 分割納付を認めた者に対しては、随時履行確認を行い、必要に応じて納付指導等を行うこと。

（３）収納金の管理・払込業務

- ① 受注者は、本業務専用の利息が付かない決済用口座（一口座限りとする。）（以下、「本業務専用口座」という。）を開設し、この口座にて振込により債務者等から滞納債権の支払を受けること。現金書留等による送金又は現金の受領があったときについても、本業務専用口座に速やかに入金すること。
- ② 受注者が滞納債権の支払を受けた場合は、原則として債務者等に対して領収書を交付すること。ただし、債務者等が領収書の交付を希望する場合を除き、送付する催告書等に、「振込により納入する場合には、領収書の交付を要しない旨の申出があったものとする」などと記載することにより、領収書の交付を省略することができる。なお、領収書の発行に当たっては、領収書の様式及び領収印の印影について本市の確認を受けること。
- ③ 回収した滞納債権は、本業務専用口座において确实かつ安全に保管し、月締めにて翌月１０日以内（１月のみ翌月１５日以内）までに本市へ納付すること。ただし、本市への納付期限が金融機関の休業日に当たる場合はその翌営業日とする。また、本業務に係る受注者からの最終納付日は令和９年３月３１日までとし、債務者等からの最終入金日は本市と受注者で協議し、別途定めるものとする。

- ④ 前項の納付方法は、本市が指定する様式の納付書による払込み、または、本市が指定する口座への振込みのいずれかによること。なお、納付に当たって手数料が発生する場合は、受注者の負担とする。

(4) 調査業務

- ① 本市から提供のあった債務者の住所へ文書が送達できない場合は、必要に応じて住民票や戸籍謄本等の調査を経て債務者の状況を把握すること。
- ② 債務者の死亡が判明した場合は、必要に応じて相続人及び相続放棄の有無を確認すること。

(5) 報告業務

① 定期報告

月末時点における業務状況について、翌月 10 日（当該日が市の閉庁日の場合はその翌日。令和 9 年 3 月分は 3 月 31 日）までに以下の内容を含めた業務報告書を作成し、提出すること。

- ア 催告の実施状況（管理ID、債務者名、催告方法、催告の内容）
- イ 収納状況（管理ID、納付があった債務者名、入金日、回収金額）
- ウ 納付相談・納付指導の実施状況（管理ID、債務者名、相談・指導内容）
- エ 調査業務の実施状況（所在把握の状況等）

② 随時報告

本市から報告を求められたときは、速やかにその時点までの債務者との交渉経過記録等を報告すること。

また、委託している滞納債権について、以下の場合に該当する場合は、速やかに本市へ報告すること。

- ア 債務者において破産手続きの受任通知が受注者へ届いたとき
- イ 民事再生手続きの開始決定があったとき
- ウ 債務者が死亡し、または死亡していたとき
- エ 債務者の法定相続人が、相続放棄又は限定承認をしたとき
- オ 債務者等とトラブルが起きたとき

③ 最終報告

ア 履行期間満了時に、債務者の居所や経済状況、催告及び分割納付の相談・内容等の詳細をまとめたものを、Microsoft WordまたはExcel形式で提出すること。また、提出した記録に関する本市からの問合せに対しては、契約期間満了後においても誠実に対応すること。

イ 本業務専用口座を開設してから、6-(3)-③で定める「令和 9 年 3 月の債務者等からの最終入金日」までに本業務専用口座で発生した入出金については、年月日・金額を帳簿へ記録し、履行期間満了時に本市へPDF形式で提出すること。

(6) その他

- ① 本業務について、法令を遵守し誠実かつ確実に履行すること。
- ② 債務者と折衝する際は、本市から受注していることの自覚を持って、常に規律正しく、好感の持てる態度と言葉遣いで接すること。
- ③ 債務者へ送付する文書のひな形は事前に本市の承認を受けること。
- ④ 受注者が、法的措置を実施した方が回収の見込みが高いと判断する滞納債権については、法的措置の実施に向けた助言を本市へ行うこと。また、受注者が、当該滞納債権について法的措置を実施すべき理由がある場合、本市と受注者が協議の上で、当該滞納債権を本業務対象とする指定について解除することができる。また、本業務対象とする指定について解除した当該債権に対して、債務者等から本市または受注者へ納付があった場合においては、当該納付を委託金額の算定から除外する。

7 委託契約金額

- (1) 委託契約金額は成功報酬制を採用し、受注者が業務の遂行により回収し、毎月提出する業務報告書にて報告のあった回収額に、成功報酬率を乗じ、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額(1円未満の端数切捨て)とする。
- (2) 成功報酬率には、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。
- (3) 業務契約締結日以降、業務内容の履行により、受注者を介さず本市に入金された場合は、受注者の回収金とみなし、委託契約金額の算定に合算するものとする。本市は当該入金があった旨を受注者に情報提供することとし、情報提供を受けた受注者は、受注者の本業務専用口座に納入があった債権と合わせて委託契約金額の請求を行う。

8 情報共有

本業務における本市から受注者への情報提供及び受注者から本市への報告のため、必要な情報を電子媒体で授受する場合は、本市が指定する大容量ファイル転送サービスを利用して行うものとし、他の手段(電子メール添付等)は原則使用しないこと。

9 本業務の遵守事項

- (1) 受注者は、次に掲げる事項について、契約締結後速やかに本市へ届け出ること。また、届出事項に変更が生じた場合は速やかに変更した内容を報告すること。
 - ① 業務従事者の氏名、担当業務
 - ② 回収した滞納債権の入金専用口座
 - ③ その他本市が必要と認める事項

- (2) 受注者が本業務を履行するために確保した作業場所について、契約締結後速やかに本市へ届け出ること。
- (3) 本市が本業務において受注者が作成した帳簿書類等を検査するため、立入検査を要請した場合、受注者はこれに応じること。

10 本業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を委託し、または下請負するときは、相手方の名称その他本市が認める事項をあらかじめ本市に対して通知すること。

11 個人情報保護

- (1) 本業務において「個人情報」とは、本市による情報提供により、受注者の管理下に置かれた情報であって、個人情報の保護に関する法律の第2条第1項に定義される個人情報をいい、いかなる方法・形態によって収集・保存・蓄積されるものかは問わない。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、別に締結する「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」に基づき行う。
- (3) 本条の規定は、本業務終了後も有効に存続する。

12 その他

- (1) 業務の履行に当たって、契約書に定められた事項以外は、この仕様書、企画提案書及び本市の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、契約書及びこの仕様書に明示のない場合又は疑義が生じた場合は、本市と協議して決定するものとする。